

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中頓別町は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

北海道中頓別町

公表日

平成29年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金事務は、国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)に基づき、国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者等からの各種届出及び申請書等の日本年金機構への送付及び法定受託事務を行う。</p> <p>国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①第1号被保険者の資格取得・喪失等に関する事務②第1号被保険者の氏名変更・住所変更等に関する事務③任意加入被保険者の資格取得の申出・脱退の承認申請等に関する事務④死亡の届出等に関する事務⑤手帳・証書再交付申請等に関する事務⑥付加保険料の申出及び納付しないことの申出等に関する事務⑦保険料の免除・猶予等に関する事務⑧保険料学生納付特例等に関する事務⑨老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・未支給年金・死亡一時金等の請求に関する事務⑩現況届(または障害基礎年金・遺族年金所得状況届連名簿)等に関する業務
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一 項31</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条の2</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により国民年金法の一部が改正され、国民年金関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない]
②法令上の根拠	
<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中頓別町総務課
②所属長	総務課長 遠藤 義一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中頓別町(総務課住民グループ) 枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6 01634-6-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中頓別町(総務課住民グループ) 枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6 01634-6-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

